

国民健康保険の決算状況を公表

国民健康保険は、保険に入されている方が病気になった時やけがをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度です。町が保険者となり、皆さんから納めていただく国民健康保険税や国・県・町などからの負担（補助）金などによって運営されています。

国民健康保険には、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、年齢が74歳までの全ての方が加入することになっています。

また、保険給付費に対する国・県等の負担（補助）金が、28億2,795万円となっています。

歳出では、保険給付費が34億8,465万円となり、前年度から1億7,211万円の増額となっています。

また、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等が6億6,971万円の支出となっています。

大網白里町国民健康保険特別会計の決算状況

平成22年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入では、国民健康保険税が15億3,500万円、前年度から4,350万円の増額となっています。

保険給付費が増えるということは、国民健康保険税の負担増加にもつながります。町が実施する特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用することで、自身の健康管理に努めたり、医療機関等にかかる際は、ジェネリック医薬品を希望したりするなど、保険給付費の抑制にご協力ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て別の会社、同じ成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費がかららないことから、新薬と比較すると割安の価格となります。

後期高齢者医療制度の医療費が高額になったときは

1カ月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます（別表）。

該当する方には通知をします。申請書を同封しますので、通知を受けてから申請していただくようお願いいたします。

※一度申請されている方は申請不要

対象者の一部負担金額（1割・3割負担）は、医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）で確認しますので、

事前に申し出いただく必要はありません。

通常、医療機関等によるレセプトの提出は1カ月ごとに審査機関に提出されます。その後の審査（約1カ月間）により適正と認められたものについて、高額療養費を算定してきますので、通知発送までに時間がかかります。ご了承ください。

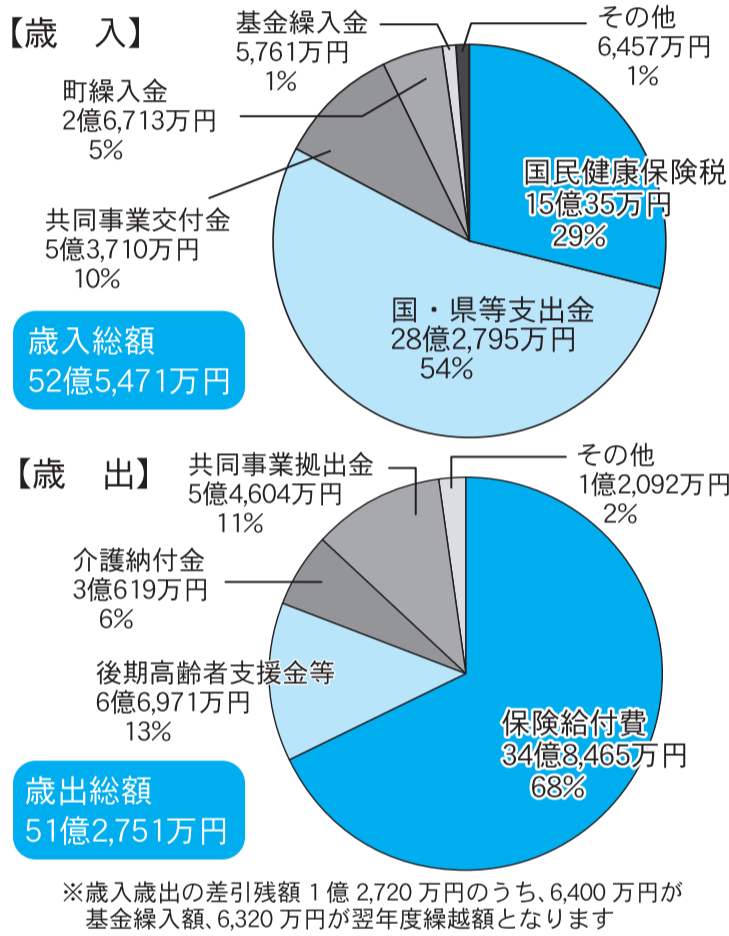
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
 ☎043(308)6768
 住民課国保年金班
 ☎700334

別表 1カ月の自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
 ・低所得者Ⅰ=世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
 ・低所得者Ⅱ=世帯の全員が住民税非課税の人

平成22年度大網白里町国民健康保険特別会計の決算状況



年末調整等説明会

平成23年分の給与所得に対する年末調整の仕方や、法定調書等の作成・提出方法について、説明会を開催します。

対象地域の説明会に出席できないときは、他の地域の説明会に出席することもできます。

東金税務署法人課税第1部門(源泉担当)
 ☎523121

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域
11月8日(火)	10時~12時	東金文化会館小ホール	東金市
	14時~16時		大網白里町九十九里町
11月9日(水)	10時~12時	山武市成東文化会館のぞくプラザ大ホール	山武市
	14時~16時		横芝光町芝山町

ねんきんナビ

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

控除証明書は毎年11月上旬に送付

生命保険料会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

控除証明書が2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合で、10月1日から12月31日までの間に

初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付される予定です。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際に自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(URL http://www.nenkin.go.jp/)をご覧ください。

千葉県年金事務所
 ☎043(242)6320
 住民課国保年金班
 ☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

成年後見制度・日常生活自立支援事業を紹介

高齢になっても、安心して生活できるように制度があります。利用方法など詳しくは問い合わせください。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や障害等により、判断能力が不十分な人のために、本人の財産を法的に保護する制度です。本人の判断能力に応じて次の3種類があります。

- ①後見=普段の買い物もできない人
- ②保佐=普段の買い物はできるが重要な行為はできない人
- ③補助=重要な取引行為を一人で行うのが不安な人

この制度は、預貯金の払い戻しをするとき、施設との入所契約を結びたいとき、悪質商法から財産を守りたいとき、重要な財産(土地など)の処分をしたいときなどに利用し、後見人には、家庭裁判所が選んだ適任者(家族や第三者でもよい)がなります。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、千葉県社会福祉協議会さんむ広域後見支援センターの事業で、高齢者や障害者が在宅で安心した日常生活を送るための福祉サービスです。

生活支援員が定期的に自宅を訪問し、必要に応じて福祉サービス利用援助(情報提供や契約について相談等)、財産管理サービス(通帳からのお金の出し入れ等)、財産保全サービス(不動産権利証等大切な書類の預かり)の支援を行います。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

千葉県地域包括支援センター
 ☎(70)0439 FAX(70)1093
 在宅介護支援センターおおみ緑の里
 ☎(73)5146
 在宅介護支援センター杜の街
 ☎(70)1666